

リバティハウス虐待防止に関する指針

リバティハウスでは入居者・利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法などの趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律で定められている高齢者虐待の防止等のための措置を明確にするための本マニュアルを定めます。

1 施設における虐待防止に関する考え方

高齢者虐待とは、職員が意図的に入居者・利用者に対して不適切なケア（不快であったり、悲しくなるような行動、言動）により人権を侵害されることとする。日常の支援の中でほんの些細な虐待のつもりではなく行っている行為が実は虐待であったり、いつのまにか人権の侵害をしていたりすることがある。常に入居者・利用者の立場に立って、入居者・利用者が身体的・心理的苦痛を感じるような事がないようなケアの実施に努める。

2 虐待の種類

（1）身体的虐待

「高齢者に身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加える事」と定義。
暴行、手荒い扱いや介助、拘束、意図的な過剰な薬の服用等の行為。

（2）介護・世話の放棄・放任

「高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」と定義。
寝かされっぱなし、座らせられっぱなし、水分・食事を十分に与えられない、
おむつや衣類、寝具の汚れがそのまま等の行為。

（3）心理的虐待

「高齢者に対する著しい暴言又は著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義。
言葉の暴力や怒鳴る、ののしる、意図的な無視、社会的孤独、行事参加への機会を奪う等の行為

（4）性的虐待

「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
わいせつな行為、性的な冗談、他者から見える場所での排泄介助等の行為

(5) 経済的虐待

「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得る事」と定義。

本人の要望や利益、ニーズに反する目的での財産の悪用等。

3 基本方針

(1) 虐待の未然防止

ア) 苦情処理の徹底

入居者・利用者及びその家族からの苦情について真摯に受け止め、これを速やかに解決するように最大限の努力をする。

イ) 職員教育・研修の実施

虐待防止ならびに不適切ケアの防止に関する職員への研修を実施する

- ・ 年2回以上の虐待防止に関する定期的な教育・研修の実施
- ・ 新人職員に対する虐待防止のための研修の実施
- ・ その他、委員会及び虐待防止責任者が必要と認めたときに行う研修の実施

ウ) 職員のメンタルヘルスへの取り組み

- ・ 相談員、地域包括支援センター職員との相談、面談の実施。
- ・ ストレスチェックの活用。

エ) 外部との交流

施設に外部の目を入れる事で虐待防止の効果を得るため、実習生やボランティア、慰問の受入れや地域との交流会の機会、見学者の随時受け入れをする。

(2) 虐待の早期発見

入居者・利用者の日々のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、兆候が現れた入居者・利用者については速やかに委員会を開催し、その状況について分析して虐待の有無を検証する。

また、職員へのチェックリストを定期的に行う。

(3) 虐待防止委員会の設置

ア) 設置の目的

施設内での虐待防止・不適切ケアの禁止に向けて現状の把握をし、その状況について検討をする。

イ) 身体拘束適正化委員会と一体的に行う

ウ) 委員会の構成員

施設長（虐待防止責任者）、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員

エ) 委員会の開催

定期的に開催し、必要時は隨時開催する。会議の結果については全職員へ議事録にて周知徹底を図る。

(4) 虐待が発生した場合の対応方法

- ア) 施設内外での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる入居者・利用者を発見した時は、生命の安全を最優先とした対応を行う。
- イ) 虐待防止責任者は、事実関係を調査の上、速やかに市町村に通報・報告を行う。
- ウ) 虐待防止責任者は、市町村の指示にもとづき対応する。
- エ) 虐待防止委員会のもと、再発防止策を講じる。

(5) 虐待が発生した場合の相談・報告体制

入居者や代理人（家族等）、または職員から虐待等に関する相談を受けた職員は、速やかに施設長など（虐待防止責任者）へ報告する。

4 虐待防止に向けた各職種の役割

虐待防止のために各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本として、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(1) 各職種の役割

ア) 施設長

高齢者虐待防止委員会の総括責任者（虐待防止責任者）
ケア現場における諸課題の総括責任。

イ) 生活相談員、介護支援専門員

虐待防止に向けた職員教育、研修実施の責任
不適切ケア防止のためのマニュアル作成
介護職員との面談、チェックリストの実施
苦情処理体制の整備、入居者・利用者や家族の意向に沿ったケアの確立
職員との面談
チームケアの確立、記録の整備

ウ) 介護職員・看護職員

入居者・利用者の認知症状・疾病・障害の理解をし、適切なケアに努める
入居者・利用者とのコミュニケーション
入居者・利用者の身体的、精神的状態の把握
定期的なモニタリング
入居者・利用者の尊厳の理解
他者への相談、報告、適切な記録

5 成年後見制度の利用支援に関する事項

施設の職員は施設長等（虐待防止責任者）と協力の上、入居者等または代理人（家族等）に対して、利用可能な成年後見制度等について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を紹介する等の支援を行う。

6 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ア) 虐待等の苦情・相談を受けた職員は、速やかに施設長等（虐待防止責任者）へ報告する。
- イ) 相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- ウ) 虐待防止責任者は、事実関係を調査の上、速やかに市町村に通報・報告を行う。
- エ) 市町村の指示等にもとづき対応するとともに、入居者等および代理人（家族等）にも誠意をもって調査結果及び再発防止策の説明等を行う。

7 居宅サービス利用者の虐待発見時の対応

居宅等への訪問並びに通所等の居宅サービスの利用者の虐待等を発見した場合は、次の対応を速やかに実施する。

- ア) 居宅サービス等に従事する職員がサービス提供先において虐待を受けていると思われる利用者を発見した場合は、速やかに所属先に施設長等（虐待防止責任者）に報告する。
- イ) 報告を受けた施設長等（虐待防止責任者）は、管轄する地域包括支援センター、必要に応じ市町村へ報告する。

8 入居者・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は入居者および代理人（家族等）が閲覧できるよう施設に備え置く。

9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- ア) 施設内での虐待防止研修の他、社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等に職員を積極的に参画させ、入居者等の権利擁護と支援・介護の質を低下させないよう常に研鑽を図る。
- イ) 虐待防止委員会の検討記録および虐待等に関する諸記録は5年間保存する。

10 実施時期

この指針は 平成28年8月1日から適用する。

この指針は 令和5年1月1日から適用する。

この指針は 令和5年11月1日から適用する。